

令和3年11月29日

## 第18回総会議事録

長岡市農業委員会

# 第 18 回総会議事録

- 1 日 時 令和3年11月29日（月曜日） 午後2時00分
- 2 場 所 アオーレ長岡4階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
  - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
  - 日程第 2 議案第46号 農地法第3条の許可申請について  
議案第47号 農地法第4条の許可申請について  
議案第48号 農地法第5条の許可申請について  
議案第49号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第50号 農用地利用配分計画案の決定について  
議案第51号 農地競売（公売）買受適格証明について
  - 日程第 3 報告第8号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 （24名）別紙のとおり
- 5 職務のため出席した事務局職員  
事務局長 樺沢 仁、次長 広田 高志、振興農政係長 小川 一博、  
農地係長 今坂 康雄、主査 早川 仁、主査 木村 秋津、  
主事 土田 まりあ、主事 山際 賢也

## 開 会（午後2時00分）

樺沢事務局長 これより農業委員会の総会を開催したいと思います。  
長岡市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、高橋会長から  
議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 （あいさつ）  
それでは、これより第18回総会を開催します。  
欠席届の提出はありません。  
長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしてお  
り、会議は成立していることをご報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について  
議長 日程第1、議事録署名委員の選任でございます。今日は、2番、吉川  
勇委員、15番、中村正行委員を指名いたしますので、よろしくお願

ます。

日程第 2 議案第46号 農地法第3条の許可申請について

議長 日程第2、これより審議に入ります。

議案第46号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書3ページから7ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は24件でございます。

1番の案件につきましては取下げとなりましたので、欠番となっております。

2番から18番は売買による所有権移転、19番から21番は贈与による所有権移転、22番、23番は交換による所有権移転、24番、25番は賃借権の設定であります。

以上につきましては、担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであります。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問や意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問や意見がございませんので、採決に入ります。

議案第46号 農地法第3条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第47号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第47号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長

議案書9ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域の1件であります。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において11月19日までに現地確認を実施しております。

1番、親沢町の畑について、庭及び通路敷地として利用するものであります。議案資料19ページに経過説明を掲載しております。申請地は、親沢町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものでございます。

本案件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問や意見がありませんので、採決に入ります。

議案第47号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第48号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第48号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

議案書の11ページ、12ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域3件、中之島地域1件、三島地域2件、寺泊地域1件、栃尾地域2件、計9件でございます。

1番、大荒戸町の田について、管理用通路用地として利用するために

売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和3年12月25日までの計画であります。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が既存敷地の2分の1以内の拡張であるため、例外的に許可できるものでございます。

2番と8番は同一の計画によるものですので、一括して説明をいたします。巻淵2丁目の田畑についてですが、住宅建築敷地として利用するために、2番については売買による所有権移転、8番については使用貸借権の設定をするものであります。工期は、許可日から令和4年6月30日までの計画であります。申請地は第一種住居地域として都市計画法による用途地域が定められているため、第3種農地に該当し、原則許可できるものでございます。

3番、鳥越の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和4年2月10日までの計画であります。申請地は土地区画整理事業の施行された区域内にあり、第3種農地に該当するため、原則許可できるものでございます。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

4番、瓜生の畑について、車庫及び物置建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料20ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が既存敷地の2分の1以内の拡張であるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

5番、中之島中条の畑について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和4年1月5日から令和4年6月10日までの計画であります。申請地は中之島中条集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

6番、寺泊戸崎の田について、農機具格納庫及び育苗ハウス建築敷地

として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和3年12月31日までの計画であります。申請地は農振農用地区域内の農地であります。転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものでございます。

7番、亀貝町の田について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和4年2月28日までの計画であります。申請地は亀貝町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

9番、関原町1丁目の畑について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和4年8月10日までの計画であります。申請地は土地改良事業の施行された区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、近接する本家と相互扶助する必要性から他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第48号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第49号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第49号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

議案書の15ページから16ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転で、このたびは11件の申出がありました。いずれも譲渡人からの農地売却依頼に基づき、それぞれの地区担当委員の方から地域の認定農業者に声をかけていただき、成立した売買となっております。

次からの利用権設定・移転、中間管理権設定、使用貸借権及び賃借権の設定の説明に当たっては、皆様のお手元に農用地利用集積計画別冊を1冊配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

それでは、議案書の18ページの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転で9件の申出がありました。権利関係は、賃借権の設定が3件、使用貸借権設定が6件となっています。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは23件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が22件、使用貸借権設定が1件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは17件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が16件、使用貸借権設定が1件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にてご確認をお願いいたします。

以上、計60件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。  
ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんの聲が聞こえます。  
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。  
議案第49号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの聲が聞こえます。  
それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第50号 農用地利用配分計画案の決定について

議長 議案第50号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

議案書の22ページから30ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、使用貸借権及び賃借権の移転をするものです。

このたびは60件の申出があり、内容については、賃借権の移転が57件、使用貸借権の移転が3件となっています。

これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会において、それぞれ審議、決定をさせていただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。  
ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんの声を聞こえます。  
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。  
議案第50号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声を聞こえます。  
それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第51号 農地競売（公売）買受適格証明について

議長 議案第51号 農地競売（公売）買受適格証明についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。  
議案書32ページをご覧ください。

与板町本与板の田畑について、競売に参加するために買受適格者である旨の証明願がありました。

本件は、農地法第3条第2項各号の不許可の条項に該当しないため、適格であると考えられます。

なお、本件の買受希望者が買受申出人となり、農地法第3条の許可申請が提出された場合は、買受適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、許可するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。  
ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声を聞こえます。  
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。  
議案第51号 農地競売（公売）買受適格証明について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声を聞こえます。  
それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第3、報告第8号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

今坂係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について4件を34ページに、5条の届出について28件を35ページから39ページに、農地法の適用を受けない事実確認3件を40ページに、18条合意解約について7件を41ページ、42ページに、利用権解約について42件を43ページから49ページに、中間管理権の解約について6件を50ページにそれぞれ掲載してありますので、ご確認ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第18回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時23分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和3年11月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	出	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	出	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	出	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	出	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	出	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">24</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> <td>人</td> <td>吉川勇 委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td></td> <td>人</td> <td>中村正行 委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	24		人	議事録署名委員	欠席委員	人	0		人	吉川勇 委員		計	24		人	中村正行 委員
出席委員	人	24		人	議事録署名委員																		
欠席委員	人	0		人	吉川勇 委員																		
	計	24		人	中村正行 委員																		